



平成29年9月1日

各 位

会社名 株式会社 やがみ
代表者名 代表取締役社長 小林 啓介
(コード番号: 7488 名証第二部)
問合せ先 経営管理部長 長谷川 和久
(TEL. 052-951-9251)

当社親会社である株式会社やがみビルによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の親会社である株式会社やがみビル（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け後も当社が上場を維持する予定であることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後においても当社株式の株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部における上場は維持される方針です。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社やがみビル	
(2) 所在地	愛知県名古屋市天白区弥生が岡 327 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 啓介	
(4) 事業内容	株券等の資産の取得、所有及び売買	
(5) 資本金	10,000,000 円	
(6) 設立年月日	昭和 22 年 6 月 21 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 29 年 9 月 1 日現在)	小林 知佳代	39.93%
	八神 昌裕	27.37%
	八神 道子	14.57%
	有限会社八世クリエイト	13.52%
	八神 基	0.50%
	小林 啓介	0.50%
(8) 当社と公開買付者との関係	資本関係	公開買付者は、当社株式 2,880,000 株（所有割合（注）54.90%）を保有する当社の筆頭株主兼親会社です。
	人的関係	公開買付者の役員 1 名が当社の役員を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者に該当します。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成29年7月13日に提出した第52期有価証券報告書(以下「当社第52期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成29年4月20日現在における発行済株式総数(6,801,760株)から、当社第52期有価証券報告書に記載された平成29年4月20日現在における自己株式数(1,555,549株)を控除した株式数(5,246,211株)を分母として計算した所有株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入、以下同様に計算しております。)です。

2. 買付け等の価格

当社株式 1 株につき、金 1,100 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による本公開買付けへの賛同の意見を表明すること、また当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、当社の創業家一族（注）が直接又は有限会社八世クリエイト（当社の代表取締役会長である八神基及び八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式の 50%を所有する、不動産及び有価証券を管理する事を目的とした資産管理会社です。以下「八世クリエイト」といいます。）を通じてその発行済株式の 96.38%を保有する、創業家一族の資産管理会社であり、かつ本日現在、名古屋証券取引所市場第二部に上場している当社株式 2,880,000 株（所有割合：54.90%）を所有する当社の筆頭株主兼親会社であります。

今般、公開買付者は、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合が 3 分の 2 超となるよう当社の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する当社株式の一部を公開買付けの方法により取得することを決定したとのことです。

具体的には、①公開買付者との間で、1 年以上継続して金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）27 条の 2 第 7 項第 1 号に規定する形式的特別関係者（以下「形式的特別関係者」といいます。）に該当する関係にあり、当社の代表取締役会長である八神基からその所有する当社株式 175,000 株のうち 71,000 株（所有割合：1.35%）を、②同じく公開買付者との間で、1 年以上継続して形式的特別関係者に該当する関係にあり、八神基の配偶者である八神道子からその所有する当社株式 34,000 株のうち 17,000 株（所有割合：0.32%）を、③公開買付者の形式的特別関係者には該当しないものの、八神基及び八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式の 50%を所有し、公開買付者の発行済株式総数の 13.52%を所有する八世クリエイト（以下、八神基、八神道子及び八世クリエイトを総称して「本応募予定株主」といいます。）から、その所有する当社株式の全てである 530,080 株（所有割合：10.10%）をそれぞれ取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

上記のとおり、本公開買付けは、実質的には創業家一族の一部の間での当社株式の移動を目的とするものであり、本応募予定株主以外の対象会社の株主から当社株式を買い集めることを目的としたものではないとのことです。

（注） 「創業家一族」とは、当社の創業者である故八神順一氏の親族のうち、当社株式を直接的に保有している 5 名（①八神基、②八神道子、③八神昌裕、④八神基の長女である小林知佳代、⑤小林知佳代の配偶者であり、当社の代表取締役社長である小林啓介）を意味します。

なお、当社の創業者である故八神順一氏の親族のうち、公開買付者との間で、法 27 条の 2 第 7 項第 2 号に規定する実質的特別関係者に該当する合意をしている者はおりません。

本公開買付けは、実質的には創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有している当社株式の一部を公開買付者に集約させ、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合を、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会決議事項を、公開買付者単独で意思決定可能とする水準である 3 分の 2 超とすることを目的とするものとのことです。したがって、公開買付者は、本応募予定株主以外の当社の株主から当社株式を買い集めることは目的としておらず、当社株式の上場及び従来からの当社の上場会社としての事業運営は維持されるべきと考えているとのことです。しかしながら、本公開買付けに関しては、公開買付者及びその特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項に規定される者）が所有することとなる本公開買付け後における当社株式に係る所有割合が 3 分の 2 を上回り、法令に定められる全部買付義務及び全部勧誘義務が生じるため、買付予定数の上限を設定していないとのことです。

そのため、公開買付者は、本公開買付けにつき本応募予定株主以外の方から応募があった場合には、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行うとのこ

とです。他方、本公開買付けは、実質的には創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有している当社株式の一部を公開買付者に集約させ、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合を、会社法第309条第2項に定める株主総会決議事項を、公開買付者单独で意思決定可能とする水準である3分の2超とすることを目的とするため、買付予定数の下限を、本応募予定株主の応募株式数と同数である618,080株（所有割合：11.78%）としているとのことです。したがって、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,080株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

なお、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業家一族のうち、①当社の代表取締役会長である八神基、②八神基の配偶者である八神道子、③八世クリエイトとの間で、各自が所有する当社株式の全て又は一部について本公開買付けに応募することにつき、平成29年9月1日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております（本応募契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」をご参照ください。）。また、本公開買付けにおいて公開買付者が創業家一族から取得する当社株式の対象を明確化する観点から、創業家一族のうち、①公開買付者の取締役である八神昌裕、②公開買付者及び当社の代表取締役社長である小林啓介及び③小林啓介の配偶者であり、公開買付者の取締役でもある小林知佳代との間で、それぞれが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本不応募契約」といいます。）を平成29年9月1日付で締結しているとのことです（本不応募契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「②本不応募契約」をご参照ください。）。

② 公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者より、本公開買付けを実施する目的及び背景並びに意思決定の過程について以下のとおり説明を受けております。

公開買付者は、昭和22年6月、科学技術教育の必要性を痛感した故八神順一氏により、名古屋市中区京町二丁目3番地（現、名古屋市中区丸の内三丁目2番29号）において設立されたとのことです（設立当時の商号は株式会社八神理化器製作所であり、昭和41年3月に現商号である株式会社やがみビルに変更されているとのことです。）。その設立当初より、医療理化陶磁器、理化学器械、農蚕試験器具の販売業を営んでいたとのことですが、その後、計量器、劇毒物、研究用機器、理科実験台等の販売を開始し、文教市場の開拓を推進し、業容の拡大を図ってきたとのことです。

一方、当社は、昭和41年3月、同じく故八神順一氏により、名古屋市中区京町二丁目3番地（現、名古屋市中区丸の内三丁目2番29号）において八神理科器販売株式会社（資本金10,000千円）との商号にて設立されましたが、その設立と同時に、公開買付者から、東京支店・大阪支店を含め、従来の商品販売業務を継承いたしました。昭和51年4月には、商号を八神理科器販売株式会社から株式会社ヤガミに変更し、平成8年2月には名古屋証券取引所市場第二部に上場を果たしました。

その後、当社は、更なる事業拡大を目指し、平成11年1月に大正13年創業（昭和18年創立）と歴史の長い、高圧蒸気滅菌器の製造販売事業を営む株式会社平山製作所の発行済株式数の80%を取得し、同社を子会社化しました。さらに、平成16年1月には更なる業容拡大と耐震リスクに備える目的で新本社ビルを建設しておりますが、かかる新本社ビル建設と合わせて経営上の課題であったグループ企業としてのシステム連携の必要性から既存システムを入れ替え、新基幹システムを導入することにより、当社グループにおける経費の削減、業務の最適化などのシナジー効果による収益性向上を目指す体制を確立しております。

このように対象会社グループは着実に事業拡大を行ってまいりましたが、現在、当社は、主に教育用として、全国の学校で利用される教育用の実験台、調理台、ロッカーなどの学校用家具の他、理科室で利用される顕微鏡や電源装置などの理科実験用機器、保健室で利用される視力計や体重計、ベッドなどの保健室備品、救命訓練に使用される蘇生法教育人体モデル、人工呼吸用携帯マスクなどを製造販売しております。また、エレクトロニクス関連産業の需要は当面堅調に続くものと予想されるところ、当社は、産業用機器（産業用電気ヒータ及び温度センサー等）の国内外への展開を図っています。

当社グループを取り巻く環境におきましては、安全性・機能性確保のための学校校舎の老朽化対策が喫緊の課題となっており、学校用家具の改修工事が継続して実施されている他、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を目指す新たな学習指導要領の改訂が平成30年度より順次実施されるなど教育環境の整備が見込まれております。当社グループとしては、学習指導要領の改訂を契機とした主たる販売先である教育機関の設備・機器の整備需要の盛り上がりを業容拡大のチャンスと捉えており、理科学機器設備・保健医科機器の拡販に努めるとともに、品揃え充実によるブランド力アップを目指しております。

また、産業用機器に関しても、産業用電気ヒータ及び温度センサー等の品揃えを一層強化する一方、各種団体・企業への普及が進むAED（自動体外式除細動器）について、きめ細かなアフターフォローによる買い替え需要の取り込みと、新たなユーザー獲得に尽力しております。

このような状況において、創業家一族は、平成 28 年 11 月上旬より当社を取り巻く事業環境を踏まえて当社の企業価値を中長期的に維持・向上させていくための創業家一族の当社株式の保有形態のあり方につき、公開買付者の株主構成を含めた具体策の検討を開始したとのことです。具体的には、①公開買付者の事業目的を有価証券の管理を目的とした資産管理会社とし、八世クリエイトの事業目的を不動産の管理を目的とした資産管理会社とすること、及びそれに伴ういづれか一社への当社株式の集約の是非、②当社の大株主である八神基及び八神道子が高齢であることに鑑み、両氏が保有する当社株式が将来的に相続や贈与により分散されていくことを防止するための方策等について検討してきたとのことです。

当該検討の結果、平成 29 年 6 月下旬に、当社の企業価値を中長期的に維持・向上させるには、創業家一族間において分散して所有する当社株式を適切かつ効率的に集約・管理し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって当社の経営の安定性を維持・強化する体制を構築することが不可欠であるため、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合が 3 分の 2 超となるよう当社の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する当社株式を公開買付者に集約させる必要がある、との結論に至ったとのことです。

その後、平成 29 年 8 月初に、それまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、公開買付者より当社に対して本公開買付けに関して打診が行われました。

そのため、当社は、公開買付者に対して、当社が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を行いました。以上を踏まえ、平成 29 年 8 月上旬から、公開買付者及び当社において協議・検討を開始し、その結果を受けて、平成 29 年 9 月 1 日、公開買付者は、本公開買付けの実施を決定したことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、安定株主として当社株式を長期所有することによって当社の中長期的な企業価値の維持・向上及び経営の安定性に貢献することです。また、公開買付者の代表取締役社長でもある小林啓介が、今までどおり当社の代表取締役社長として職務を全うすることを通じて、当社の中長期的な企業価値の維持・向上に努めてまいる方針とのことです。

③ 当社における意思決定に至る過程

前述のとおり、当社は、平成 29 年 8 月初にそれまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、公開買付者より本公開買付けに関する打診を受けました。平成 29 年 8 月初、当社は、公開買付者に対して、当社が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を行いました。以上を踏まえ、平成 29 年 8 月上旬から、当社は、公開買付者との間で協議・検討を継続してまいりました。当社は、(a) 本公開買付けの目的が、短期的な投資回収や創業家一族の所有割合を引き上げることではなく、当社の企業価値を中長期的に維持・向上させるべく、創業家一族間において分散している当社株式の一部を公開買付者に集約し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって当社の経営の安定性を維持・強化することにあること、(b) 本公開買付け後においても公開買付者が引き続き当社の親会社であり続けること自体に変化はなく、むしろ公開買付者に更なる当社株式の集約が行われることで、より一層の当社の経営の安定性の維持につながり得ると考えられること等から、本公開買付けは当社の抱える課題解決や企業価値維持・向上にとって有益であるとの認識に至りました。

また、当社は、当社の少数株主への配慮の観点から本公開買付けの諸条件について継続的に協議を行ったところ、公開買付者から、(i) 本公開買付価格は、公開買付者及び本応募予定株主の間の交渉によって決定された価格で行われ、本公開買付価格について当社との協議は予定されていないものの、本公開買付けは本応募予定株主が保有する当社株式の取得を企図したものであり、その他少数株主の応募は想定されていない、また、(ii) 下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付けにおける結果次第では、当社株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば、本公開買付けにより当社の上場廃止は企図しておらず、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社との間で上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し、検討した上で、当社株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する予定であるとの回答を得ました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値の維持・向上に関する検討及び少数株主への配慮に関する検討結果を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役 4 名（監査等委員 3 名を含む。）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

なお、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、当社の代表取締役社長である小林啓介は、公開買付者の代表取締役社長を兼務しており、また当社の代表取締役会長である八神基は、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、公開買付者との間で本公開買付けに関する応募契約を締結しているため、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

なお、公開買付によれば、本公開買付価格については、公開買付者と本応募予定株主が協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることとしたとのことです。本公開買付けにおいては、本応募予定株主以外の第三者から当社株式を取得することは目的としていないことを勘案し、本応募予定株主との合意の上、公開買付者は、最終的に平成29年9月1日、本公開買付けの公表日(平成29年9月1日)の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値である1,200円から8.33%(小数点以下第三位を四捨五入、以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じとします。)ディスカウントした価格である1,100円(円未満四捨五入)を本公開買付価格とすることを決定したことです。

本公開買付価格である1,100円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値1,200円に対して8.33%、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,218円(円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して9.69%、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,119円に対して1.70%、それぞれディスカウントした価格、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,029円に対して6.90%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、本公開買付価格は、公開買付者と本応募予定株主が協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格であるため、公開買付者は、第三者算定機関の当社株式に係る算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していないとのことです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本日現在、名古屋証券取引所市場第二部に上場されております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことですですが、本公開買付け後における当社株式に係る公開買付者(法第27条の2第7項に規定される特別関係者の有する議決権を含む。)の所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定(法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。このため、本公開買付けにおける結果次第では、当社株式は名古屋証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、(i)株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年内に150人以上とならないとき、(ii)流通株式数が事業年度の末日において、1,000単位未満である場合において、1年内に1,000単位以上とならないとき、(iii)最近1年間(1~12月)の月平均売買高が3単位未満である場合、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は名古屋証券取引所において取引をすることができなくなります。

公開買付者及び当社は、本公開買付けの結果、万一、当社株式について上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社との間で立会外分売や売出し、1,000株から100株への単元株式数変更等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し、検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

公開買付者は、本応募予定株主と合意した本応募予定株式（618,080 株：所有割合 11.78%）を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、本公開買付けの成立後、当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

公開買付者は、本日現在、当社の親会社であること、当社の代表取締役社長である小林啓介は、公開買付者の代表取締役社長を兼務していること、また、本応募予定株主である八神基が当社の代表取締役会長であること、本応募予定株主である八神道子が八神基の配偶者であること、本応募予定株主である八世クリエイトは八神基と、八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式数の 50%を所有することを踏まえ、当社の取締役会は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した法律事務所からの当社への助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程について、必要な法的助言を受けています。

② 公開買付者との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関する意見の入手

当社取締役会は、本公開買付けに係る当社の意思決定過程の合理性、公正性及び透明性を担保するための措置として、平成 29 年 8 月 4 日、公開買付者から独立性を有する監査等委員である取締役の建守徹氏に対して、①本公開買付けの目的は、正当かつ合理的か、②本公開買付けに係る意思決定過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び③本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、当社の取締役会に対して表明することを委嘱いたしました。

その結果、建守徹氏から、（i）本公開買付けは、実質的には当社創業家一族の一部の間での当社株式の移動を目的とするものであるところ、本公開買付けの目的の正当性を疑わせるような事情は見当たらず、本公開買付けにより公開買付者が引き続き当社の親会社であり続けること自体に変化はなく、むしろ公開買付者に更なる当社株式の集約が行われることで、より一層当社の経営の安定性の維持につながり、当該目的の実現は、一定の企業価値向上に資するものであることから、公開買付けの目的は、正当かつ合理的といえること、（ii）公開買付けに係る交渉及び手続について、やがてビルから当社が不当な影響力行使を受けたことを窺わせる事実は認められず、当社においても、利益相反の回避及び意思決定の過程における透明性及び公正性確保の観点から、外部の法務アドバイザーの選任、本公開買付けに利害関係を有する取締役の本公開買付けに係る検討協議・交渉・決議への不参加等の措置を取っていることから、本公開買付けに係る意思決定過程及び手続の公正性の確保に問題は認められないこと、（iii）①本公開買付価格は、本公開買付けの公表日（平成 29 年 9 月 1 日）の前営業日である平成 29 年 8 月 31 日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値と比較して若干低廉であるものの、本公開買付価格及び公開買付期間を含む本公開買付けに関する諸条件等は公開買付者と本応募予定株主との交渉の結果決定されたものであり、かつ、本公開買付けに本応募予定株主以外の応募がなされるることは基本的に想定されていないことを前提とするならば、その諸条件等については、当社の立場として不合理とはいえないこと、②本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、当社の少数株主が本公開買付けに応募することを希望しない場合には、本公開買付け後も当社株式を保有し続けることが合理的な選択肢として存在すること、③本公開買付けに係る買付株式予定数は上限の定めが無いため本応募予定株主以外の少数株主から応募があった場合も全部買付けが行われるものであり、当社の株主に対して株式の売却機会を提供することから、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断できる旨の意見並びに前記（i）乃至（iii）を検討の結果、当社が、本公開買付けに賛同の意見を表明し、また、本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれ株主の判断に委ねる旨の決議を行うことは少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見が記載された答申書を平成 29 年 9 月 1 日付で入手しております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

本日開催の取締役会において、当社取締役 6 名のうち、利害関係を有しない取締役（遠藤勝氏）及び利害関係を有しない監査等委員である取締役全員（括石研自氏、建守徹氏、福田哲三氏）が出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、上記取締役会において、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である小林啓介は、公開買付者の代表取締役社長を兼務しており、また当社の代表取締役会長である八神基は、公開買付者との間で応募契約を締結していることから、意思決定における公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉には参加していません。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

① 本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、各本応募予定株主との間で、各自が所有する当社株式の全て又は一部（以下「本応募予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募することにつき、平成 29 年 9 月 1 日付で本応募契約を締結しているとのことです。

本応募予定株式の詳細は下表のとおりです。

本応募予定 株主	本応募予定 株式数 (所有割合)	公表日現在の所有株 式数 (所有割合、所有株 数順位)	本公開買付け後 の所有株式数 (所有割合)	公開買付者との関係
八神基	71,000株 (1.35%)	175,000株 (3.34%、第4位)	104,000株 (1.98%)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち 0.50%を所有する株主
八神道子	17,000株 (0.32%)	34,000株 (0.65%、第11位)	17,000株 (0.32%)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち 14.57%を所有する株主 公開買付者の取締役
八世クリエ イト	530,080株 (10.10%)	530,080株 (10.10%、第2 位)	- (-%)	公開買付者の発行済株式数のうち 13.52%を所有する株主
合計	618,080株 (11.78%)	739,080株 (14.09%)	121,000株 (2.31%)	

なお、本応募契約には、前提条件が定められておらず、公開買付者が本公開買付けを実施した場合、本応募予定株主は、本応募予定株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、本応募契約において、八神基及び八神道子との間で、同人らが所有する当社株式のうち、本応募予定株式数を控除した残りの当社株式（八神基につき 104,000 株、八神道子につき 17,000 株、合計 121,000 株。）を本公開買付けに応募しない旨も併せて合意しているとのことです。

② 本不応募契約

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業家一族に該当する、①公開買付者の取締役である八神昌裕、②公開買付者及び当社の代表取締役社長である小林啓介、③小林啓介の配偶者であり、公開買付者の取締役でもある小林知佳代との間でそれぞれが所有する当社株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨の本不応募契約を平成 29 年 9 月 1 日付で締結しております。

本不応募株式の詳細は下表のとおりです。

不応募株主	本不応募株式数 (所有割合、所有株数順位)	公開買付者との関係
八神昌裕	121,000株 (2.31%、第6位)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち 27.37%を所有する株主 公開買付者の取締役
小林啓介	77,000株 (1.47%、第9位)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち 0.50%を所有する株主 公開買付者の代表取締役社長
小林知佳代	75,000株 (1.43%、第10位)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち 39.93%を所有する株主 公開買付者の取締役
合計	273,000株 (5.20%)	

なお、本不応募契約には、前提条件が定められておりません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は、当社の親会社であるため、当社による本公開買付けに対する意見表明は、名古屋証券取引所規則に定める支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成29年7月18日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策として、親会社と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うときは、取締役会に付議し、慎重な審議のうえ、これを決定することにより、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しております。

本公開買付けに対する意見表明と支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の適合状況については、上記「3. (6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、①当社における独立した法律事務所からの当社への助言、②公開買付者との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関する意見の入手、③当社における利害関係を有しない取締役全員の承諾の各措置を講じており、当社独自の経営判断を行っていることから、上記の方針に適合していると考えております。また、当社は、上記「3.

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「②公開買付者との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関する意見の入手」に記載のとおり、平成29年9月1日付で公開買付者から独立性を有する当社の監査等委員である取締役であり、名古屋証券取引所に対して独立役員として届出をしている建守徹氏から、当社が本公開買付けに賛同し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねることを決議することは、少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を入手しております。

10. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

上記「3. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」、「3. (4) 上場廃止となる見込み及びその理由」及び「3. (5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定」をご参照ください。

(2) その他

当社の主要株主である八世クリエイトは、自らが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募することにつき、平成 29 年 9 月 1 日付で本応募契約を締結しているため、本公開買付けの決済が行われた場合には、八世クリエイトは、当社の主要株主に該当しないこととなる見込みです。

添付資料

公開買付者が本日付で公表した「株式会社ヤガミ株券（証券コード：7488）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以上

平成 29 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社やがみビル
代表者名 代表取締役社長 小林 啓介

株式会社ヤガミ株券（証券コード 7488）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社やがみビル（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 29 年 9 月 1 日、株式会社ヤガミ（以下「対象者」といいます。）株券を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の創業家一族(注1)が直接又は有限会社八世クリエイト(対象者の代表取締役会長である八神基及び八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式の、50%を所有する、不動産及び有価証券を管理する事を目的とした資産管理会社です。以下「八世クリエイト」といいます。)を通じてその発行済株式の96.38%を保有する、創業家一族の資産管理会社であり、かつ本日現在、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している対象者の発行する普通株式(以下「対象者株式」といいます。)2,880,000株(所有割合(注2):54.90%)を所有する対象者の筆頭株主兼親会社であります。

今般、当社は、当社単独での対象者株式に係る所有割合が 3 分の 2 超となるよう対象者の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する対象者株式の一部を公開買付けの方法により取得することを決定いたしました。

具体的には、①当社との間で、1年以上継続して法27条の2第7項第1号に規定する形式的特別関係者（以下「形式的特別関係者」といいます。）に該当する関係にあり、対象者の代表取締役会長である八神基からその所有する対象者株式175,000株のうち71,000株（所有割合：1.35%）を、②同じく当社との間で、1年以上継続して形式的特別関係者に該当する関係にあり、八神基の配偶者である八神道子からその所有する対象者株式34,000株のうち17,000株（所有割合：0.32%）を、③当社との間で、形式的特別関係者には該当しないものの、八神基及び八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式の50%を所有し、当社の発行済株式総数の13.52%を所有する八世クリエイト（以下、八神基、八神道子及び八世クリエイトを総称して「本応募予定株主」といいます。）から、その所有する対象者株式の全てである530,080株（所有割合：10.10%）をそれぞれ取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

上記のとおり、本公開買付けは、実質的には創業家一族の一部の間での対象者株式の移動を目的とするものであり、本応募予定株主以外の対象会社の株主から対象者株式を買い集めることを目的としたものではありません。

(注1) 「創業家一族」とは、対象者の創業者である故八神順一氏の親族のうち、対象者株式を直接的に保有している5名(①八神基、②八神道子、③八神昌裕、④八神基の長女である小林知佳代、⑤小林知佳代の配偶者であり、対象者の代表取締役社長である小林啓介)を意味します。

なお、対象者の創業者である故八神順一氏の親族のうち、当社との間で、法27条の2第7項第2号に規定する実質的特別関係者に該当する合意をしている者はおりません。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が平成29年7月13日に提出した第52期有価証券報告書(以下「対象者第52期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成29年4月20日現在における発行済株式総数(6,801,760株)から、対象者第52期有価証券報告書に記載された平成29年4月20日現在における自己株式数(1,555,549株)を控除した株式数(5,246,211株)を分母として計算した所有株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入、以下同様に計算しております。)です。

本公開買付けは、実質的には創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有している対象者株式の一部を当社に集約させ、当社単独での対象者株式に係る所有割合を、会社法第309条第2項に定める株主総会決議事項を、当社単独で意思決定可能とする水準である3分の2超とすることを目的とするものです。したがって、当社は、本応募予定株主以外の対象者の株主から対象者株式を買い集めることは目的としておらず、対象者株式の上場及び従来からの対象者の上場会社としての事業運営は維持されるべきと考えております。しかしながら、本公開買付けに関しては、法令に定められる全部買付義務及び全部勧誘義務が生じる(当社及びその特別関係者(法第27条の2第7項に規定される者)が所有することとなる本公開買付け後における対象者株式に係る所有割合が3分の2を上回る)ため、買付予定数の上限を設定しておりません。

そのため、当社は、本公開買付けにつき本応募予定株主以外の方から応募があった場合には、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。他方、本公開買付けは、実質的には創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有している対象者株式の一部を当社に集約させ、当社単独での対象者株式に係る所有割合を、会社法第309条第2項に定める株主総会決議事項を、当社単独で意思決定可能とする水準である3分の2超とすることを目的と/orため、買付予定数の下限を、本応募予定株主の応募株式数と同数である618,080株(所有割合:11.78%)としております。したがって、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限(618,080株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、本公開買付けの実施にあたり、当社は、創業家一族のうち、①対象者の代表取締役会長である八神基、②八神基の配偶者である八神道子、③八世クリエイトとの間で、各自が所有する対象者株式の全て又は一部について本公開買付けに応募することにつき、平成29年9月1日付で応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております(本応募契約の詳細については、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意等」の「①本応募契約」をご参照ください。)。また、本公開買付けにおいて当社が創業家一族から取得する対象者株式の対象を明確化する観点から、創業家一族のうち、①当社の取締役である八神昌裕、②当社及び対象者の代表取締役社長である小林啓介、③小林啓介の配偶者であり、当社の取締役でもある小林知佳代との間で、

それが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本不応募契約」といいます。）を平成29年9月1日付で締結しております（本不応募契約の詳細については、後記「（3）本公開買付けに係る重要な合意等」の「②本不応募契約」をご参照ください。）。

また、対象者が平成29年9月1日付で公表した「当社親会社である株式会社やがみビルによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成29年8月初にそれまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、当社より本公開買付けに関する打診を受けたとのことです。平成29年8月初、対象者は、当社に対して、対象者が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を行ったとのことです。以上を踏まえ、平成29年8月上旬から、対象者は、当社との間で協議・検討を継続してきたとのことです。対象者は、(a)本公開買付けの目的が、短期的な投資回収や創業家一族の所有割合を引き上げることではなく、対象者の企業価値を中長期的に維持・向上させるべく、創業家一族間において分散している対象者株式の一部を当社に集約し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって対象者の経営の安定性を維持・強化することにあること、(b)本公開買付け後においても当社が引き続き対象者の親会社であり続けること自体に変化はなく、むしろ当社に更なる対象者株式の集約が行われることで、より一層の対象者の経営の安定性の維持につながり得ると考えられること等から、本公開買付けは対象者の抱える課題解決や企業価値維持・向上にとって有益であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者は、対象者の少数株主への配慮の観点から本公開買付けの諸条件について継続的に協議を行ったところ、当社から、(i)本公開買付価格は、当社及び本応募予定株主の間の交渉によって決定された価格で行われ、本公開買付価格について対象者との協議は予定されていないものの、本公開買付けは本応募予定株主が保有する対象者株式の取得を企図したものであり、その他少数株主の応募は想定されていない、また、(ii)下記「（5）上場廃止となる見込みの有無について」に記載のとおり、本公開買付けにおける結果次第では、対象者株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、当社によれば、本公開買付けにより対象者の上場廃止は企図しておらず、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、対象者との間で上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し、検討した上で、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する予定であるとの回答を得たとのことです。

対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値の維持・向上に関する検討及び少数株主への配慮に関する検討結果を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役4名（監査等委員3名を含む。）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を名古屋証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。対象者プレスリリースの詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（イ）当社との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に關

する意見の入手」及び「（ウ）対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司買付け実施後の経営方針

公開買付者が本公司買付けを実施する目的及び背景並びに意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社は、昭和22年6月、科学技術教育の必要性を痛感した故八神順一氏により、名古屋市中区京町二丁目3番地(現、名古屋市中区丸の内三丁目2番29号)において、設立されました(設立当時の商号は株式会社八神理化器製作所であり、昭和41年3月に現商号である株式会社やがみビルに変更されております。)。その設立当初より、医療理化陶磁器、理化学器械、農蚕試験器具の販売業を営んでおりましたが、その後、計量器、劇毒物、研究用機器、理科実験台等の販売を開始し、文教市場の開拓を推進し、業容の拡大を図っておりました。

一方、対象者は、昭和41年3月、同じく故八神順一氏により、名古屋市中区京町二丁目3番地(現、名古屋市中区丸の内三丁目2番29号)において八神理科器販売株式会社(資本金10,000千円)との商号にて設立されましたが、その設立と同時に、当社から、東京支店・大阪支店を含め、従来の商品販売業務を継承いたしました。昭和51年4月には、商号を八神理科器販売株式会社から株式会社ヤガミに変更し、平成8年2月には名古屋証券取引所市場第二部に上場を果たしました。

その後、対象者は、更なる事業拡大を目指し、平成11年1月に、大正13年創業(昭和18年創立)と歴史の長い、高圧蒸気滅菌器の製造販売事業を営む株式会社平山製作所の発行済株式数の80%を取得し、同社を子会社化しました。さらに、平成16年1月には更なる業容拡大と耐震リスクに備える目的で新本社ビルを建設しておりますが、かかる新本社ビル建設と合わせて経営上の課題であったグループ企業としてのシステム連携の必要性から既存システムを入れ替え、新基幹システムを導入することにより、対象者グループにおける経費の削減、業務の最適化などのシナジー効果による収益性向上を目指す体制を確立しております。

このように対象会社グループは着実に事業拡大を行ってまいりましたが、現在、対象者は、主に教育用として、全国の学校で利用される教育用の実験台、調理台、ロッカーなどの学校用家具の他、理科室で利用される顕微鏡や電源装置などの理科実験用機器、保健室で利用される視力計や体重計、ベッドなどの保健室備品、救命訓練に使用される蘇生法教育人体モデル、人工呼吸用携帯マスクなどを製造販売しております。また、エレクトロニクス関連産業の需要は当面堅調に続くものと予想されるところ、対象者は、産業用機器(産業用電気ヒータ及び温度センサー等)の国内外への展開を図っています。

対象者グループを取り巻く環境におきましては、安全性・機能性確保のための学校校舎の老朽化対策が喫緊の課題となっており、学校用家具の改修工事が継続して実施されている他、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を目指す新たな学習指導要領の改訂が平成30年度より順次実施されるなど教育環境の整備が見込まれております。対象者グループとしては、学習指導要領の改訂を契機とした主たる販売先である教育機関の設備・機器の整備需要の盛り上がりを業容拡大のチャンスと捉えており、理科学機器設備・保健医科機器の拡販に努めるとともに、品揃え充実によるブランド力アップを目指しております。

また、産業用機器に関しても、産業用電気ヒータ及び温度センサー等の品揃えを一層強化する一方、各種団体・企業への普及が進むAED（自動体外式除細動器）について、きめ細かなアフターフォローによる買い替え需要の取り込みと、新たなユーザー獲得に尽力しております。

このような状況において、創業家一族は、平成28年11月上旬より対象者を取り巻く事業環境を踏まえて対象者の企業価値を中長期的に維持・向上させていくための創業家一族の対象者株式の保有形態のあり方につき、当社の株主構成を含めた具体策の検討を開始しました。具体的には、①当社の事業目的を有価証券の管理を目的とした資産管理会社とし、八世クリエイトの事業目的を不動産の管理を目的とした資産管理会社とすること、及びそれに伴ういずれか一社への対象者株式の集約の是非、②対象者の大株主である八神基及び八神道子が高齢であることに鑑み、両氏が保有する対象者株式が将来的に相続や贈与により分散されていくことを防止するための方策等について検討してまいりました。

当該検討の結果、平成29年6月下旬に、対象者の企業価値を中長期的に維持・向上させるには、創業家一族間において分散して所有する対象者株式を適切かつ効率的に集約・管理し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって対象者の経営の安定性を維持・強化する体制を構築することが不可欠であるため、当社単独での対象者株式に係る所有割合が3分の2超となるよう対象者の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する対象者株式を当社に集約させる必要がある、との結論にいたりました。

その後、平成29年8月初に、それまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、当社より対象者に対して本公開買付けに関して打診を行いました。

平成29年8月初、当社は、対象者から、対象者が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を得ました。以上を踏まえ、平成29年8月上旬から、当社及び対象者において協議・検討を開始し、その結果を受けて、平成29年9月1日、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、安定株主として対象者株式を長期所有することによって対象者の中長期的な企業価値の維持・向上及び経営の安定性に貢献してまいります。また、当社の代表取締役社長でもある小林啓介が、今までどおり対象者の代表取締役社長として職務を全うすることを通じて、対象者の中長期的な企業価値の維持・向上に努めてまいる方針です。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

①本応募契約

本公開買付けに際し、当社は、各本応募予定株主との間で、各自が所有する対象者株式の全て又は一部（以下「本応募予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募することにつき、平成29年9月1日付で本応募契約を締結しております。

本応募予定株式の詳細は下表のとおりです。

本応募予定株主	本応募予定株式数 (所有割合)	本日現在の所有株式数 (所有割合、 所有株数順位)	本公開買付け後の所有株式数 (所有割合)	当社との関係

八神基	71,000 株 (1.35%)	175,000 株 (3.34%、第 4 位)	104,000 株 (1.98%)	形式的特別関係者 当社の発行済株式 数のうち 0.50%を 所有する株主
八神道子	17,000 株 (0.32%)	34,000 株 (0.65%、第 11 位)	17,000 株 (0.32%)	形式的特別関係者 当社の発行済株式 数のうち 14.57% を所有する株主 当社の取締役
八世クリエ イト	530,080 株 (10.10%)	530,080 株 (10.10%、第 2 位)	- (-%)	当社の発行済株式 数のうち 13.52% を所有する株主
合計	618,080 株 (11.78%)	739,080 株 (14.09%)	121,000 株 (2.31%)	

なお、本応募契約には、前提条件が定められておらず、当社が本公開買付けを実施した場合、本応募予定株主は、本応募予定株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

また、当社は、本応募契約において、八神基及び八神道子との間で、同人らが所有する対象者株式のうち、本応募予定株式数を控除した残りの対象者株式（八神基につき104,000株、八神道子につき17,000株、合計121,000株。以下「八神基・道子不応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨も併せて合意しております。

②本不応募契約

本公開買付けの実施にあたり、当社は、創業家一族に該当する、①当社の取締役である八神昌裕、②当社及び対象者の代表取締役社長である小林啓介、③小林啓介の配偶者であり、当社の取締役でもある小林知佳代との間でそれぞれが所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨の本不応募契約を平成29年9月1日付で締結しております。

本不応募株式の詳細は下表のとおりです。

不応募株主	本不応募株式数 (所有割合、所有株数順位)	当社との関係
八神昌裕	121,000 株 (2.31%、第 6 位)	形式的特別関係者 当社の発行済株式数のうち 27.37%を所 有する株主 当社の取締役
小林啓介	77,000 株 (1.47%、第 9 位)	形式的特別関係者 当社の発行済株式数のうち 0.50%を所 有する株主 当社の代表取締役社長
小林知佳代	75,000 株 (1.43%、第 10 位)	形式的特別関係者 当社の発行済株式数のうち 39.93%を所 有する株主 当社の取締役
合計	273,000 株 (5.20%)	

なお、本不応募契約には、前提条件が定められていません。

(4) 対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの実施にあたり、当社が対象者の親会社であること、対象者の代表取締役社長である小林啓介が当社の代表取締役社長を兼務していること、また、本応募予定株主である八神基が対象者の代表取締役会長であること、本応募予定株主である八神道子が八神基の配偶者であること、本応募予定株主である八世クリエイトは八神基と、八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式数の50%を所有する会社であることを踏まえ、対象者の取締役会は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置として、以下の措置を講じているとのことです。

- ①対象者における独立した法律事務所からの対象者への助言
- ②当社との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関する意見の入手

- ③対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

以上の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「(対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(5) 上場廃止となる見込みの有無について

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本公開買付け後における対象者株式に係る当社（法第27条の2第7項に規定される特別関係者の有する議決権を含む）の所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定（法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者株式は名古屋証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、（i）株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年内に150人以上とならないとき、（ii）流通株式数が事業年度の末日において、1,000単位未満である場合において、1年内に1,000単位以上とならないとき、（iii）最近1年間（1～12月）の月平均売買高が3単位未満である場合、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は名古屋証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式について上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社及び対象者は、立会外分売や売出し、1,000株から100株への単元株式数変更等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、本応募予定株主と合意した本応募予定株式（618,080株：所有割合11.78%）を取得することを目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を

企図するものではないことから、現時点において、当社は、本公開買付けの成立後、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社ヤガミ	
② 所在地	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 2 番 29 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 啓介	
④ 事業内容	理科学機器設備、保健医科機器、産業用機器の販売	
⑤ 資本金	787,299 千円（平成 29 年 7 月 20 日現在）	
⑥ 設立年月日	1966 年（昭和 41 年）3 月 28 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 29 年 4 月 20 日現在)	株式会社やがみビル	42.34%
	有限会社八世クリエイト	7.79%
	株式会社八神製作所	4.56%
	八神 基	2.57%
	ヤガミ従業員持株会	1.93%
	八神 昌裕	1.78%
	THE BANK OF NEW YORK , NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株三菱東京 UFJ 銀行)	1.62%
	日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	1.47%
	小林 啓介	1.13%
	小林 知佳代	1.10%
⑧ 当社と対象者の関係	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の 42.34% に相当する対象者株式を保有しております。 当社の代表取締役である小林啓介は、対象者株式 77,000 株（所有割合：1.47%）を、当社の取締役である八神道子は対象者株式を 34,000 株（所有割合：0.65%）を、同じく八神昌裕は対象者株式を 121,000 株（所有割合：2.31%）を、同じく小林知佳代は対象者株式を 75,000 株（所有割合：1.43%）を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である小林啓介は、対象者の代表取締役社長を兼務しております。
	取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の子会社であり、関連当事者に該当しております。

(注) 「大株主及び持株比率」は、対象者第 52 期有価証券報告書の「大株主の状況」より引用いたしました。なお、上記のほか対象者所有の自己株式 1,555 千株があります。

(2) 日程等

① 日程

当社機関決定日	平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成 29 年 9 月 4 日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

	電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成29年9月4日(月曜日)

②届出当初の買付け等の期間

平成29年9月4日(月曜日)から平成29年10月2日(月曜日)まで(20営業日)

③対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成29年10月17日(火曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,100円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、当社と本応募予定株主が協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。本公開買付けにおいては、本応募予定株主以外の第三者から対象者株式を取得することは目的としていないことを勘案し、本応募予定株主との合意の上、当社は、最終的に平成29年9月1日、本公開買付けの公表日(平成29年9月1日)の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値である1,200円から8.33%(小数点以下第三位を四捨五入、以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じとします。)ディスカウントした価格である1,100円(円未満四捨五入)を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

本公開買付価格である1,100円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値1,200円に対して8.33%、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,218円(円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して9.69%、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,119円に対して1.70%、それぞれディスカウントした価格、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,029円に対して6.90%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、本公開買付価格は、当社と本応募予定株主が協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格であるため、当社は、第三者算定機関の対象者株式に係る算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

②算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

平成28年11月上旬より対象者を取り巻く事業環境を踏まえて対象者の企業価値を中長期的に維持・向上させていくための創業家一族の対象者株式の保有形態のあり方につき、当社の株主構成を含めた具体策の検討を開始しました。具体的には、①当社の事業目的を有価証券の管理を目的とした資産管理会社とし、八世クリエイトの事業目的を不動産の管理を目的とした資産管理会社とすること、及びそれに伴ういずれか一社への対象者株式の集約の是非、②対象者の大株主である八神基及び八神道子が高齢

であることに鑑み、両氏が保有する対象者株式が将来的に相続や贈与により分散されしていくことを防止するための方策等について検討してまいりました。

当該検討の結果、平成29年6月下旬に、対象者の企業価値を中長期的に維持・向上させるには、創業家一族間において分散して所有する対象者株式を適切かつ効率的に集約・管理し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって対象者の経営の安定性を維持・強化する体制を構築することが不可欠であるため、当社単独での対象者株式に係る所有割合が3分の2超となるよう対象者の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する対象者株式を当社に集約させる必要がある、との結論にいたりました。

その後、平成29年8月初旬に、それまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、当社より対象者に対して本公開買付けに関して打診を行いました。

平成29年8月初旬、当社は、対象者から、対象者が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を得ました。以上を踏まえ、平成29年8月上旬から、当社及び対象者において協議・検討を開始し、その結果を受けて、平成29年9月1日、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。

本公開買付価格の決定に関しては、当社と本応募予定株主が協議・交渉を行った結果、平成29年9月1日付で決定した本公開買付けにおいては、本応募予定株主以外の第三者から対象者株式を取得することは目的としていないことを勘案し、本公開買付けの公表日（平成29年9月1日）の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値である1,200円から8.33%ディスカウントした価格である1,100円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることいたしました。

（対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者プレスリリースによれば、当社が対象者の親会社であること、対象者の代表取締役社長である小林啓介が当社の代表取締役社長を兼務していること、また、本応募予定株主である八神基が対象者の代表取締役会長であること、本応募予定株主である八神道子が八神基の配偶者であること、本応募予定株主である八世クリエイトは八神基と、八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式数の50%を所有する会社であることを踏まえ、対象者の取締役会は、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定の過程において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置として、以下の措置を講じているとのことです。

（ア）対象者における独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

（イ）当社との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに係る対象者の意思決定過程の合理性、公正性及び透明性を担保するための措置として、平成29年8月4日、当社から独立性を有する対象者の監査等委員である取締役の建守徹氏に対して、①本公開買付けの目的は、正当かつ合理的か、②本公開買付けに係る意思決定過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び③本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、対象者の取締役会に対して表明することを委嘱したことです。

その結果、建守徹氏から、（i）本公開買付けは、実質的には対象者創業家一族の一部の間での対象者株式の移動を目的とするものであるところ、本公開買付けの目的の正当性を疑わせるような事情は見当たらず、本公開買付けにより当社が引き続き対象者の親会社であり続けること自体に変化はなく、むしろ当社に更なる対象者株式の集約が行われることで、より一層対象者の経営の安定性の維持につながり、当該目的の実現は、一定の企業価値向上に資するものであることから、本公開買付けの目的は、正当かつ合理的といえること、（ii）本公開買付けに係る交渉及び手続について、当社から対象者が不当な影響力行使を受けたことを窺わせる事実は認められず、対象者においても、利益相反の回避及び意思決定の過程における透明性及び公正性確保の観点から、外部の法務アドバイザーの選任、本公開買付けに利害関係を有する取締役の本公開買付けに係る検討協議・交渉・決議への不参加等の措置を取っていることから、本公開買付けに係る意思決定過程及び手続の公正性の確保に問題は認められないこと、

（iii）①本公開買付価格は、本公開買付けの公表日（平成29年9月1日）の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値と比較して若干低廉であるものの、本公開買付価格及び公開買付期間を含む本公開買付けに関する諸条件等は当社と本応募予定株主との交渉の結果決定されたものであり、かつ、本公開買付けに本応募予定株主以外の応募がなされることは基本的に想定されていないことを前提とするならば、その諸条件等については、対象者の立場として不合理とはいえないこと、②本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、対象者の少数株主が本公開買付けに応募することを希望しない場合には、本公開買付け後も対象者株式を保有し続けることが合理的な選択肢として存在すること、③本公開買付けに係る買付株式予定数は上限の定めが無いため本応募予定株主以外の少数株主から応募があった場合も全部買付けが行われるものであり、対象者の株主に対して株式の売却機会を提供することから、本公開買付けは対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断できる旨の意見並びに前記

（i）乃至（iii）を検討の結果、対象者が、本公開買付けに賛同の意見を表明し、また、本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれ株主の判断に委ねる旨の決議を行うことは少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見が記載された答申書を、平成29年9月1日付で入手したことです。

（ウ）対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成29年9月1日開催の取締役会において、対象者取締役6名のうち、利害関係を有しない取締役（遠藤勝氏）及び利害関係を有しない監査等委員である取締役全員（括石研自氏、建守徹氏、福田哲三氏）が出席し、出席した取締役の全員一致により、対象者プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したことです。

また、上記取締役会において、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を名古屋証券取引所市場第二部において売却す

る機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したことです。

なお、対象者の代表取締役社長である小林啓介は、当社の代表取締役社長を兼務しております、また対象者の代表取締役会長である八神基は、当社との間で本応募契約を締結していることから、意思決定における公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において、当社との協議及び交渉には参加していないことです。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
618,080 (株)	618,080 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,080 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,080 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式（1,555,549 株）、本不応募株式（273,000 株）及び八神基・道子不応募株式（121,000 株）を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより取得する対象者株式の最大数は、対象者第 52 期有価証券報告書に記載された平成 29 年 4 月 20 日現在の発行済株式総数（6,801,760 株）から対象者第 52 期有価証券報告書に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数（1,555,549 株）、本不応募株式数（273,000 株）、八神基・道子不応募株式数（121,000 株）及び公開買付者が所有する本日現在の対象者株式数（2,880,000 株）を控除した株式数（1,972,211 株）となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,880 個	(買付け等前における株券等所有割合 54.90%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	504 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.61%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,498 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.68%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	416 個	(買付け等後における株券等所有割合 7.93%)
対象者の総株主等の議決権の数	5,240 個	

- (注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、公開買付者が所有する本日現在の対象者株式数（2,880,000 株）に係る議決権の数です。

- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等

所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注 3) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」である 2,880 個に本公開買付けにおける買付予定数（618,080 株）に係る議決権の数である 618 個を加えた数です。
- (注 4) 本公開買付けにおいては、特別関係者である創業家一族のうち一部の者との間で、それぞれが所有する対象者株式の一部について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結し、特別関係者が所有する対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、当該特別関係者が所有する対象者株式（88,000 株）に係る議決権の数を控除した数です。
- (注 5) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 52 期有価証券報告書に記載された平成 29 年 4 月 20 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 52 期有価証券報告書記載の単元未満株式の数（6,760 株）に係る議決権の数（6 個）を加えた 5,246 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。
- (注 6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,169,432,100 円

(注) 本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付代金（円）」は、買付けを行う対象者株式の最大数（1,972,211 株）に、本公開買付価格（1,100 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

②決済の開始日

平成 29 年 10 月 10 日（火曜日）

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 29 年 10 月 24 日（火曜日）となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公

開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金いたします。

（9）その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,080株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,080株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告目

平成 29 年 9 月 4 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」、「(5) 上場廃止となる見込みの有無について」及び「(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが対象者の連結業績に与える影響は限定的です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成 29 年 9 月 1 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けに対象者の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したことです(なお、対象者の取締役会の意見の詳細については、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(ウ) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。)。

(2) 本公開買付けを実施する背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」をご参照ください。

(3) 対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

以上